

制度変更に伴う JABMEE SENIOR 認定に関する経過措置等について

(一社)建築設備技術者協会では、平成 27 年 4 月から JABMEE CPD(建築設備技術者の継続職能開発)及び JABMEE SENIOR(建築設備士の専門領域認定・表示制度)の制度変更※を実施することとしておりますが、この制度変更に伴い、JABMEE SENIOR 認定に関して、既認定者の有効期間、継続認定条件等について経過措置を講じるとともに、取得単位の算定期間、新規認定における実務実績提出様式を定めました。

※ JABMEE CPD 及び JABMEE SENIOR 制度の変更については、別紙をご参照ください。

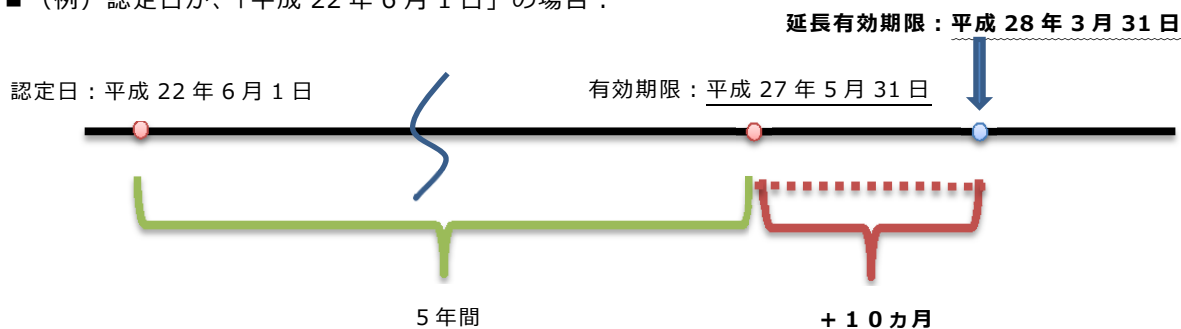
1. 既認定の JABMEE SENIOR 資格保持者の有効期間の扱いについて

制度変更日(平成 27 年 4 月 1 日)より以前に既に認定されている JABMEE SENIOR(以下「既認定者」という。ただし、失効者を除く。)の有効期間は、現行制度では、前回認定(更新)日(6 月 1 日又は 12 月 1 日)から 5 年後の 5 月 31 日又は 11 月 30 日となりますが、認定(更新)日を 4 月 1 日(年 1 回)に制度変更したことに伴う経過措置として、認定日から 5 年後の年度末(翌年の 3 月 31 日)までを有効期間といたします(下表参照)。

当該有効期間の変更については、CPD 参加証カードに変更後の有効期限を記載するとともに、カード発送時にその旨を記した文書を同封し通知いたします。

認定日	有効期限		延長した有効期限	次の認定日	延長期間
平成 22 年 6 月 1 日	平成 27 年 5 月 31 日	⇒	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日	10 カ月
平成 22 年 12 月 1 日	平成 27 年 11 月 30 日	⇒	平成 28 年 3 月 31 日	平成 28 年 4 月 1 日	4 カ月
平成 23 年 6 月 1 日	平成 28 年 5 月 31 日	⇒	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日	10 カ月
平成 23 年 12 月 1 日	平成 28 年 11 月 30 日	⇒	平成 29 年 3 月 31 日	平成 29 年 4 月 1 日	4 カ月
平成 24 年 6 月 1 日	平成 29 年 5 月 31 日	⇒	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日	10 カ月
平成 24 年 12 月 1 日	平成 29 年 11 月 30 日	⇒	平成 30 年 3 月 31 日	平成 30 年 4 月 1 日	4 カ月
平成 25 年 6 月 1 日	平成 30 年 5 月 31 日	⇒	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日	10 カ月
平成 25 年 12 月 1 日	平成 30 年 11 月 30 日	⇒	平成 31 年 3 月 31 日	平成 31 年 4 月 1 日	4 カ月
平成 26 年 6 月 1 日	平成 31 年 5 月 31 日	⇒	平成 32 年 3 月 31 日	平成 32 年 4 月 1 日	10 カ月
平成 26 年 12 月 1 日	平成 31 年 11 月 30 日	⇒	平成 32 年 3 月 31 日	平成 32 年 4 月 1 日	4 カ月

■ (例) 認定日が、「平成 22 年 6 月 1 日」の場合：



2. 既認定の JABMEE SENIOR 資格保持者の継続認定条件について

既認定者が、新制度による継続認定を受ける場合、取得単位数は新制度の認定条件(直近 3 年間の取得単位数)を満たすことといたします。

ただし、総合講習受講については、既認定の有効期間中(5 年間+上記の経過措置期間)に少なくとも 1 回受講していればよいこととし、単位数は制度変更日(平成 27 年 4 月 1 日)以前の受講の場合は 20 単位(講義 13 単位、レポート提出 7 単位)、制度変更後の受講の場合は 12 単位として算定することといたします。

